

#### 4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について提出された都民からの意見書及び事業段階関係区長からの意見の件数は、表4-1のとおりである。

表 4-1 意見等の件数

意見等	件数
都民からの意見書	4
事業段階関係区長からの意見	2
合計	6

##### 4.1 都民からの主な意見の概要と事業者の見解

都民からの主な意見の概要及びそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

###### 4.1.1 大気汚染

都民の主な意見の概要	事業者の見解
<p>【大気汚染の評価項目にPM2.5を追加することについて】</p> <p>環境省は、微小粒子状物質に係る環境基準について、平成21年9月9日付けで告示を行いました。</p> <p>平成20年12月9日に環境大臣が諮問した「微小粒子状物質に係る環境基準の設定について」に対して、中央環境審議会は平成21年9月3日に環境大臣に対し答申を行い、環境省はこれを9月9日付で告示しました。</p> <p>微小粒子状物質（PM2.5）に係る環境基準として、「1年平均値が<math>15\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であり、かつ、1日平均値が<math>35\mu\text{g}/\text{m}^3</math>以下であること。」としています。</p> <p>また、微小粒子状物質（PM2.5）とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が<math>2.5\mu\text{m}</math>の粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子としています。[環境省]</p> <p>ところが、PM2.5を測定するガイドラインを環境省が示さないために測定器の配置は1台も増えていません。</p> <p>清掃工場は、SPMとともにPM2.5も排出すると考えられますから必ずPM2.5の予測評価を行ってほしい。そのための実測調査を、工場停止から少なくとも1年間、出来れば工場再開まで行い、工場が再稼動したあとの1年間のデータと比較できるようにしてほしい。</p>	<p>微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準が定められ、現在、都道府県により常時監視のための環境整備が進められています。</p> <p>清掃一組では、今後ともPM2.5の発生源対策に係る国及び東京都の動向を注視し、対応していきます。</p>

## 4.1 都民の主な意見の概要と事業者の見解

## 4.1.2 騒音・振動

都民の主な意見の概要	事業者の見解
<p><b>【騒音の現状】</b>  清掃工場の昭和57年しゅん工当時は付近に高い建物が無かったので、地上での測定で充分であったと思いますが、現在では周囲の環境も変わりました。  清掃工場が地面より10m低いので、そこで発生する騒音が増幅され反響して道路面より高いところ（建物の上層階など）では、かなり大きく聞こえるのが現状です。  現在でも煙突付近の地表面より年中、工事をしているような金属音やブルドーザーのキャタピラらしい音、あるいは機械や車両を含むディーゼルエンジンの音など騒音が断続的に聞こえてくるので窓を開けてられないときも多々あります。</p>	<p>騒音の測定点の高さ・予測位置（高さ）については、「東京都環境影響評価技術指針（東京都環境局）」等を参考に、地上1.2mとしました。</p> <p>(1) 工事の施行中は、低騒音型の建設機械及び工法を採用するほか、機器配置や稼働状況について作業計画を十分に検討します。  また、必要に応じ防音パネルや防音シートを設置し、遮音対策に努めるなど、評価書案で示した環境保全のための措置を実施する等により、環境負荷の低減に努めます。  なお、工事中の騒音については、想定される建設機械を全て稼働させた場合の予測結果で、影響が最大となる時期のものです。  その結果、工事の施行中の騒音は、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める「指定建設作業に係る騒音の勧告基準」を下回ります。</p>
<p><b>【今後の建替工事について】</b>  工事を開始すると、パワーショベル・ブルドーザー・杭打機・破碎機・ダンプカーなどのエンジンの音などが重なり反響し増幅されて、大きな騒音になるのは間違ありません。  低周波音を含む騒音・振動等の測定については、地上1.2mの測定という話ですが、地上10～20mなどの高所での測定も常時実施して、反響による騒音も含めて基準値以下にしてください。  高所の測定等については自宅のベランダ利用など必要な際は協力いたします。  防音・防塵を計画より、より一層（防音・吸音・遮音壁等で発生源を密閉するなどして）完全なもので工事を行うようにお願いします。  建替工事に当たり、特に騒音についてご検討のほどお願いします。</p>	<p>(2) 本計画地の敷地北側には、高層住宅が存在することから、参考として敷地境界北側で、施設稼働時の高さ方向を考慮した騒音の影響について予測しました。  その結果、施設稼働時の高さ方向を考慮した騒音は、敷地境界において、評価の指標とした「東京都環境確保条例」に定める「工場及び指定作業場に係る騒音の規制基準」を下回ります。また、音源と受音点の距離が広がると、距離減衰により、騒音レベルが低減されるため、敷地境界外では騒音の規制基準を、さらに下回ると考えます。  これらの予測・参考予測については、計画地北側に設置する予定の、人工地盤での遮音効果を考慮すれば、工事完了後には、本予測よりもさらに騒音が低減されると考えます。</p>
<p>計画地に隣接するマンション等の現況調査、予測値算出を行うことを要請します。調査地点は、地上階、中層階、上層階別をお願いします。その必要性は次のとおりです。</p> <p>① 重要なことは、本件事業により生活環境悪化の影響をもっとも受ける、隣接マンション等における影響度合いを調査・予測し、これを公表し、当該地域の住民の意見を反映した事業案に修正することです。</p> <p>② 騒音は、マンションの上層階で大きく反響します。現在でも清掃工場の清掃車や工事の音がベランダの傍らで鳴っているかのような大きな音がしており、上層階も調査地点にする必要があります。</p>	

都民の主な意見の概要	事業者の見解
<p>予測値の信憑性に疑問があります。納得のいく説明を求めます。</p> <p>工事用車両の走行に伴う騒音（道路端）の「杉並清掃工場前」は清掃工場北側のマンション前と思われるが、現況調査結果と予測値が同じ60dBとあります。</p> <p>現在は工事車両が走行していないのになぜ同じになるのでしょうか。当該マンション前の清掃工場はトンネルがなく吹きぬけで一般工事車両の騒音が出ます。加えて、大型機械の搬入等に大型車両が当該マンション前の道路を使用します。</p> <p>また、建設機械の稼働と工事用車両の走行に伴う騒音を別々に予測し、それぞれの基準と対比していますが、建設機械の稼働と工事車両の走行は同時に起こります。この場合の騒音予測値は示されていません。さらに、解体作業時等の工事騒音が加味されているのかどうか不明です。</p>	<p>「地点7：杉並清掃工場前」（清掃工場北側区道）における、道路交通騒音の平均騒音レベル（現況値）は60dBであり、工事用車両の走行に伴う騒音レベル（計算値）は47.3dBとなりました。現況値と計算値の合計は、デシベル計算で60.2dBとなり、工事用車両の走行による増加分は0.2dBとなります（本編P286参照）。</p> <p>評価の際には「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」に基づき、合計値の四捨五入を行い、60dBとして、評価の指標と比較しています（本編P294参照）。</p> <p>工事の施行中の騒音に関して、「建設機械の稼働に伴う騒音」と「工事用車両の走行に伴う騒音」は、規制を受ける基準（評価の指標）が異なること、また、予測計算に用いる手法が異なることから、それぞれに予測評価を行いました。</p> <p>なお、環境影響評価の事後調査では、「建設機械の稼働に伴う騒音」を測定します。この騒音測定では、「建設機械の稼働に伴う騒音」と「計画地内での工事用車両による騒音」とが合わさった騒音を測定することになります。この測定結果は、評価書案でお示しした「建設機械の稼働に伴う騒音」の予測評価結果と対比し、検証を行います。</p> <p>また、解体作業時等の騒音については、建設機械の種類ごとに、騒音レベルを設定しています。この騒音レベルには、機械自体の稼働音に加え、作業に伴って発生する音（意見で言われている「工事騒音」）も含まれています。</p>

## 4.1 都民の主な意見の概要と事業者の見解

## 4.1.3 地盤、水循環

都民の主な意見の概要	事業者の見解
<p>【山留工事と地下構造物建設による地下水流への影響について】 遮水性の高いソイルセメント柱列壁を-45mまで打ち込むので無圧水層および被圧水層にも影響をおよぼします。 評価書案は、「地下水の流況については、地下構造物の規模が小さく局所的だから、影響は少ない」としているがあまりにも楽天的ではないかと思えます。 対策としては、監視井を設置し、工事の施工中における主要帯水層の地下水位の変動を把握し異常があった場合は適切に対処するとあるが、どのような対処が可能なのか、事例を挙げてほしい。</p>	<p>地下水の流況については、本編 P366 及び P368 に示すとおり、地下水面は面的で広範囲となっています。山留め等の地下構造物の規模は、地下水面の広がりからみると小さく局所的であり、地下水は構造物の周囲を迂回して流れ、地下水へ流況への影響は少ないと考えます。 本事業における山留めは、盤ぶくれやヒービング<sup>(※)</sup>等の発生を防止することを考慮し、清掃工場GL-45mまで貫入し、地下水や地盤への影響を低減する計画としています。 SMWは他の山留め工法と比べ、工事実績、遮水性・剛性の高さ及び深度の施工性から、本工事には最適と考えています(資料編P19参照)。</p>
<p>清掃工場北側への地盤変位計の設置および隣接マンション等の建物・構築物や地盤に対する影響調査の実施を要請します。</p>	<p>工法・工事内容・湧水の排水方法等の詳細については、「山留め設計施工指針」(平成14年3月、日本建築学会)等を参考に検討を行い、地下水や地盤への影響の低減に努めます(資料編P20参照)。 また、山留め・掘削工事中には、観測井や地盤変位計を設置し、地下水位の異常変動や山留め壁の変形などがあった場合、山留め壁や支保工の補強、揚水量の調整及び薬剤注入など、状況に合わせて適切な対策を講じます。  (※)ヒービング：軟弱な粘性土質地盤で土留めを行う場合、山留背面の土の重さにより、土が山留壁を下側から回り込み、掘削底面が持ち上がる現象(資料編P20参照)。</p>
<p>隣接マンション等は清掃工場の北側で、清掃工場よりやや高い場所に位置します。水流、振動等による隣接マンション等の建物・構築物や地盤に影響が出る可能性があります。つきましては、隣接マンション等の建物・構築物や地盤について、工事着工前に現状確認調査を行うとともに、工事完了後にも調査を行い、差異が生じた場合には責任を持って補修を行うことを要請します。</p>	<p>本事業の工事前に、計画地周辺の工事の影響が考えられる範囲の家屋に対して、家屋調査を実施します。 工事の施行中、家屋にひび割れ等の現象が生じた場合、関係者と協議を行い、適切に対応を行います。</p>

## 4.1.4 景観

都民の主な意見の概要	事業者の見解
<p>景観は地域との調和のとれたものとする こと。</p>	<p>建物のデザインについては、建替計画(素案)の住民説明会等により得られた、多くの方の意見を取り入れた計画としました。</p>
<p><b>【煙突の外部の塗装】</b> 住居が煙突から約50mしか離れていない為、窓から見える風景の全体の面積のかなりの部分で煙突が占めおり、常時圧迫感があります。 煙突の塗装については現状の色(何にでもなじむ色)即ち白色で実施していただくようにお願いします。</p>	<p>計画施設は、既存施設と同じアイボリー系、煙突も現在と同じ白系の色彩とし、建物高さは既存施設より低くする計画としています。</p> <p>また、計画段階において、杉並区景観条例に基づき手続きを行い、周辺環境と調和するよう、杉並区景観計画に記されている景観形成基準に基づいた配置・色彩計画等としています。</p>

## 4.1.5 廃棄物

都民の主な意見の概要	事業者の見解
<p>解体工事の際、断熱材やボルトのワッシャーなどに使われているといわれている、アスベストの撤去・清掃時の取り扱い方法については、事前に公表してください。</p>	<p>アスベストについては、これまでの調査で、飛散のおそれのある吹付け材等として使用されていないことは確認済みです。また、煙突内筒に非飛散性アスベストの使用を確認しています。</p>
<p>アスベストについての十分な調査と、飛散対策の公表を要請します。</p>	<p>今後、成型板等にアスベストが使用されていないか、解体工事前に調査を行い、その使用が確認された場合は、現在確認されているものとともに、「廃棄物処理施設解体時等の石綿飛散防止対策マニュアル」、(平成19年3月、環境省)「建設物の解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル」(平成21年10月、東京都環境局)及び「アスベスト成形板対策マニュアル(平成19年3月、東京都環境局)等に基づき適切に処理します。</p> <p>工事の施行に際しては、工事着手前に住民説明会を開催し、工事の概要についてわかりやすい説明に努めていきます。</p> <p>なお、解体工事にあたっては、上記マニュアル等に基づき、敷地境界にて大気中におけるアスベストの濃度を測定し、公表します。</p>

## 4.2 事業段階関係区長の主な意見と事業者の見解（杉並区長）

## 4.2 事業段階関係区長からの主な意見の概要と事業者の見解

事業段階関係区長である杉並区長及び世田谷区長からの主な意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

## 4.2.1 杉並区長からの主な意見の概要と事業者の見解

杉並区長の主な意見の概要	事業者の見解
<p><b>【大気汚染】</b> 建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の予測濃度が環境基準を上回る評価結果となっているが、区内にある都や区の大気測定局の全てで環境基準を達成している現状からすれば、容認しがたい数値である。 工事に使用する建設機械の稼働台数の調整や最新の排出ガス対策型の建設機械の採用など、具体的な環境保全対策等を講じた場合の予測を別途行い、少なくとも環境基準を超過していない評価値も併記するなど、周辺の地域住民に不安を与えない、具体的でわかりやすい環境影響評価書を作成されたい。</p>	<p>建設機械の稼働に伴う排出ガスの予測濃度は、想定される建設機械を全て稼働させた場合の予測結果で、影響が最大となる時期のものです。 本事業の実施にあたっては、この予測結果を基に環境保全のための措置を実施することとしています。 なお、具体的な工事工程や工法は、施工業者が決定したのち、安全の確保や環境保全のための措置に十分配慮して計画していきます。</p>
<p><b>【騒音・振動】</b> 工事中の建設機械の稼働に伴う騒音・振動については、工事が長期間に及ぶため、低騒音・低振動型の建設機械の採用に加え、低騒音・低振動の工法や作業時間、稼働機械の配置を考慮する等により、騒音・振動の発生の低減に努められたい。</p>	<p>工事の施行中の騒音・振動対策については、低騒音・低振動型の建設機械及び工法を採用するほか、機器配置や稼働状況について作業計画を十分に検討します。 また、必要に応じ防音パネルや防音シートを設置し、遮音対策に努めるなど、評価書案で示した環境保全のための措置を実施する等により、環境負荷の低減に努めます。</p>
<p><b>【水循環】</b> 工事開始前および工事期間中、工事完了後の地下水の水位等の調査を継続して行い、異常が生じた場合は直ちに対策を講じられたい。 また、工事期間中に、周辺地域で井戸枯れ等の通報があった場合は、直ちに対応されたい。</p>	<p>山留め・掘削工事等、地下水や地盤に影響が考えられる工事の期間中は観測井や地盤変位計を設置し、異常が生じた場合は適切に対策を講じていきます。 また、工事の施行中は現場事務所を設置し、清掃一組職員が常駐します。地域住民より問い合わせ等があった場合は、適切に対応していきます。</p>

## 4.2 事業段階関係区長の主な意見と事業者の見解（杉並区長）

杉並区長の主な意見の概要	事業者の見解
<p><b>【温室効果ガス】</b>  当区では環境基本計画に基づき、環境保全及び二酸化炭素排出削減に取り組んでいるところであるので、本工事にあたっては、可能な限り環境への影響を低減するよう十分な配慮をもって施工されたい。</p> <p>当清掃工場から排出される二酸化炭素は、将来的にも杉並区の二酸化炭素の中でも大きなウエイトを占めることから、その低減にあたり、工場の稼動については技術革新の導入も含めてさらなる研究を進めるとともに、建替後の施設については、太陽光等の自然エネルギーの利用等に加え、空調機器及び照明機器等についても環境負荷を極力抑えたシステムの導入を図られたい。</p>	<p>清掃工場から排出される二酸化炭素の削減は、社会全体の課題であり、区民、事業者及び行政がそれぞれの立場で自覚を持ち、ごみの発生量を減らす必要があります。</p> <p>清掃一組では、ごみの中間処理を担う立場から、ごみを焼却することで発生する熱を効率よく回収し、発電や熱供給を行うなど、熱エネルギーの有効利用により二酸化炭素の削減に貢献していきます。</p> <p>また、本事業では、太陽光発電設備の導入や室内への自然光利用など自然エネルギーの活用を図り、さらにLED照明等の省エネルギー機器を積極的に採用するなどして、環境負荷の低減に努めていきます。</p>

## 4.2 事業段階関係区長の主な意見と事業者の見解（世田谷区長）

## 4.2.2 世田谷区長からの主な意見の概要と事業者の見解

世田谷区長の主な意見の概要	事業者の見解
<p><b>【大気汚染】</b> ア 工事の施工中</p> <p>① 工事期間が長期にわたることとなるので、建設機械及び工事車両による二酸化窒素及び浮遊粒子状物質等の大気汚染防止に最大限の努力をされたい。また、工事施工者に対して、工事車両の低公害車等の積極的な導入を指導されたい。</p> <p>② 大気汚染の低減のため、環状8号線及び周辺道路において、渋滞することのないように円滑な工事車両の運行を図られたい。</p> <p>③ 「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」では、一定の要件のもとでアイドリング・ストップを求めているところであるが、工場の建替えにあたっては、長期にわたり工事関係車両が集中することから、アイドリング・ストップを励行されたい。</p> <p>④ 休止期間中の杉並清掃工場のごみの搬入先への清掃車両の走行について、搬入元である各区と連携のうえ、大気汚染防止に最大限の努力をされたい。</p> <p>イ 工事の完了後</p> <p>① 施設の稼動による煙突排出ガス及び清掃車両の走行による影響について、煙突からの排煙はもとより、施設の操業にともなう大気汚染の防止に最善の措置を講じられたい。特に、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質については、より一層の排出削減に努められたい。なお、新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）についても、今後、効果的な排出削減対策を検討されたい。</p> <p>② ダイオキシン類等の有害化学物質に対しては、最新技術の導入により、最大限の対応をされたい。</p> <p>③ 所有車両は低公害車の積極的な導入を推進されたい。所有車両以外は低公害車の積極的な利用を推奨されたい。</p> <p>④ 清掃関係車両の施設内におけるアイドリング・ストップを励行されたい。</p>	<p><b>【工事の施行中】</b> 建設機械については、可能な限り最新の排出ガス対策型のものを使用し、稼働台数が集中しないように、事前に作業計画を十分に検討します。</p> <p>工事用車両の走行については、九都県市が指定する低公害車の使用、アイドリング・ストップの励行、車両の走行ルートへの限定、安全走行等により周辺の交通渋滞の防止や安全を確保し、環境影響の低減に努めます。</p> <p>また、本事業中に他工場に搬入する清掃車両についても、収集・運搬を担う各区と連携し、適正な搬入業務の維持管理が行えるように努めます。</p> <p><b>【工事の完了後】</b> ダイオキシン類等の大気汚染物質については、ろ過式集じん器、洗煙設備及び触媒脱硝設備などの排ガス処理設備を設置することにより、排出を抑制していきます。</p> <p>なお、微小粒子状物質（PM2.5）については、環境基準が定められ、都道府県により常時監視のための環境整備が進められています。清掃一組では、国及び東京都の動向を注視し、対応していきます。</p> <p>所有車両については、低公害車の導入に努め、また、収集・運搬を行う各区とも連携し、清掃車両等のアイドリング・ストップを励行していきます。</p>



世田谷区長の主な意見の概要	事業者の見解
<p><b>【騒音・振動】</b>            ア 工事の施工中            ① 施設の建設にあたっては、低騒音及び低振動の工法を行い、低騒音、低振動型の建設機械を積極的に採用されたい。            ② 工事関係車両について、多くの台数が集中すると考えられるので、騒音及び振動の防止対策を講じられたい。            ③ 休止期間中の杉並清掃工場のごみの搬入先への清掃車両の走行について、搬入元である各区と連携のうえ、騒音及び振動防止対策を講じられたい。</p> <p>イ 工事の完了後            ① 施設の稼働時における騒音・振動については、近隣住民への影響がないよう万全の防止対策を講じられたい。            ② 搬入車両について、各区と連携のうえ、騒音及び振動防止対策を講じられたい。</p>	<p>工事の施行中の騒音・振動対策については、低騒音・振動型の建設機械及び工法を採用するほか、機器配置や稼働状況について作業計画を十分に検討します。</p> <p>また、必要に応じ防音パネルや防音シートを設置し、遮音対策に努めます。</p> <p>工事の完了後の騒音・振動対策については、プラント設備等を原則として屋内に設置し、必要に応じて周囲の壁に吸音材を取り付けます。また、振動の発生するおそれのある設備機器には、防振ゴムを設置する等、遮音・防振対策に努めます。</p> <p>この他、評価書案で示した環境保全のための措置を実施する等により、環境負荷の低減に努めます。</p> <p>なお、清掃車両の走行については、収集・運搬を担う各区と連携し、騒音・振動対策を講じるように努めます。</p>
<p><b>【土壌汚染】</b>            土壌汚染が確認された場合は、適切な汚染土壌処理及び拡散防止対策を講じられたい。</p>	<p>既存施設の廃止に伴い、環境確保条例第116条に基づいた土壌汚染状況調査を行います。</p> <p>また建設工事に伴い、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条の手続きを行います。</p> <p>なお、土壌汚染が確認された場合、汚染の除去や拡散防止措置など、関連法令に基づき適切に対策を講じていきます。</p>
<p><b>【景観】</b>            ① 工場棟等建替えによる建物のデザインや色彩・色調は、シンボルである煙突や周辺環境と調和を図られたい。            ② 敷地の緑化については、周囲の緑との連続性を含めて、周辺環境との調和を図られたい。</p>	<p>建物のデザインについては、建替計画（素案）の住民説明会等により得られた、多くの方の意見を取り入れた計画としました。</p> <p>計画施設は、既存施設と同じアイボリー系、煙突も現在と同じ白系の色彩とし、建物高さは既存施設より低くする計画としています。</p> <p>また、計画段階において、杉並区景観条例に基づき手続きを行い、周辺環境と調和するよう、杉並区景観計画に記されている景観形成基準に基づいた配置・色彩計画等としています。</p>

